1.12　「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.13　「小形包装物」とは、この条約及びその施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.14　「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.15　「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.16　「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.17　「調査請求」とは、郵便業務の利用に関連する苦情又は照会であって、この条約及びその施行規則に定める条件に従って提出されるものをいう。

1.18　「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であって、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.19　「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条　この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1　加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に同事務局に通報する。加盟国は、大会議から大会議までの間における政府機関の変更については、可能な限り速やかに同事務局に通報する。正式に指定された事業体に関する変更についても、可能な限り速やかに、かつ、望ましくはその変更の効力が生ずる遅くとも三箇月前に、同事務局に通報する。

2　加盟国は、新たな事業体を正式に指定する場合には、連合の文書に基づいて当該事業体が提供する郵便業務の範囲及び自国の領域における当該事業体の取扱地域を明示する。

第三条　普遍的な郵便業務

1　加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2　1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3　加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4　加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障されることを確保する。

第四条　継越しの自由

1　万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2　伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に開袋継越しを認めないことができる。

3　小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。

4　加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。

第五条　郵便物の帰属、取戻し、受取人の住所又は法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1　郵便物は、差出国又は名宛国の国内法令及び第十九条1.1又は3の規定が適用される場合には継越国の国内法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に帰属する。

2　郵便物の差出人は、当該郵便物を取り戻し、又はその受取人の住所若しくは法人の名称、氏名若しくは父称（該当する場合）を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3　加盟国は、その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条　郵便切手

1　「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2　郵便切手は、

2.1　連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

2.2　主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3　料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。

2.4　発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならない。

3　郵便切手は、次のものを含む。

3.1　ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称（注）又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字

注　切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。

3.2　次のもので記載された額面

3.2.1　原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

3.2.2　その他の識別のための特徴

3.2.3　郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

4